

## 警備業法に基づく契約締結時交付書面（Lamborghini SOS コール用）

### 警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名

〒170-0013 東京都 豊島区 東池袋 1-25-6 PMO 池袋 7F

ボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下、「当社」）

代表取締役 金子 司

フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）

### 警備業務を行う日及び時間帯

原則として 24 時間年中無休で対象車両からの通報を受け付けます。

### 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所

原則として当社と Lamborghini SOS コール（以下、「本サービス」）の利用契約（以下、「本契約」）を締結した契約者（以下、「契約者」）を対象とし、その氏名及び住所又は居所は利用申込書に記載のとおりとします。契約者が対象車両の利用者に本サービスを利用させる場合は、当該利用者に本サービスについて説明の上、Lamborghini SOS コール契約約款（以下、「約款」）を遵守させる必要があります。

### 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務

コールセンターにおいて最低一通報に対し一名が対応し、対象車両からの通報受付と関係機関（原則として消防署）への通報業務を行います。

### 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能

警備業法に定められた教育及び研修を受講した警備員（オペレーター）が業務に従事します。

### 警備員の服装

コールセンターにおける規則に従うものとします。但し、オペレーターなので特別な制服を着用することはありません。

### 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材

対象車両に搭載されたセンサー及び通信機器、当社のコールセンター、並びに専用の回線装置を使用します。

警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置

対象車両からの通報に基づいて対象車両と通信を行い、必要に応じて関係機関（原則として消防署）に通報します。

### **報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項**

本サービスの提供に関して契約者に対する報告は特に行いません。

### **警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額**

無償です。

### **上欄の金銭の支払の時期及び方法**

無償のため該当いたしません。

### **警備業務を行う期間**

対象車両の初度登録日より 10 年間とします。

### **警備業務の再委託に関する事項**

再委託はいたしません。

### **免責に関する事項**

本サービス提供に必要な情報を取得できなかった場合、当該情報が不正確又は誤りであった場合、当社の制御を超える事態のために当社が本サービスの提供を調整又は中断している場合、本サービスの利用者が約款その他の必要事項を遵守せず、不適切な利用をした場合等に当社が免責されることがあります（詳細につき約款第 6 条参照）。

### **損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項**

特段の制限規定はありません。

### **契約の変更及び更新に関する事項**

契約約款の内容は、民法第 548 条の 4 の規定に従い、当社の判断により変更される可能性があります。その場合、当社は、変更の効力が発生する時期を定め、契約約款を変更する旨、変更後の契約約款の内容及び変更の効力が発生する時期を、当社のウェブサイト (<https://www.bosch.co.jp/sojp/>) においてあらかじめ周知します。

### **契約の解除に関する事項**

本契約の解除に際しては契約者がフォルクスワーゲン グループ ジャパン 株式会社（以下、「フォルクスワーゲン グループ ジャパン」）と締結している関連契約も解除する必要があるため、最寄りのランボルギーニ正規ディーラーを通じてフォルクスワーゲン グループ ジャパンに連絡して所定の手続を行う必要があります。

#### 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口

ボッシュサービスソリューションズ株式会社

オペレーションマネージメント部

フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00～18:00）

E-mail：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

#### これらのほか特約があるときは、その内容

- ① 契約者が対象車両の所有者又は登録使用者でなくなった場合は、本契約及びフォルクスワーゲン グループ ジャパンとの関連契約を解約するものとします（詳細につき約款第 6 条第 1 項参照）。
- ② 契約者が対象車両を譲渡する場合は、譲受人に対して本サービスと約款について説明し、本サービスの利用には当社との契約が必要であることを知らせるものとします（詳細につき約款第 6 条第 2 項参照）。
- ② 本契約に起因又は関連する紛争については東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。